

熊本県立湧心館高等学校（全日制課程） いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条に基づき、熊本県いじめ防止基本方針（平成28年2月9日）を踏まえ、本校の実情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたものである。

いじめは、いじめられた生徒の将来にわたって心身に深刻な影響を及ぼす人権問題である。とりわけ生徒の可能性をひらき将来の社会生活の基盤を培う場である学校においては、それを保障する学習権への侵害を伴う由々しき問題である。学校は、多様な価値観を持った同年代の生徒が生活を共にし、その相互関係の中で身体・知識・情緒の各側面において発達を遂げる場である。いじめはこのような発達の途上にある生徒が集団で活動する場合にしばしば起こるものであり、その様態はさまざまである。学校は、このような認識のもといじめを見過ごすことなく、いじめに対し家庭や時には関係する機関と連携して適切に対処することが必要である。さらに、生徒の健全な発達を促進する観点からは、いじめを未然に防止することでいじめ問題を克服することが最も重要である。

2 いじめの定義（平成25年度いじめ防止対策推進法）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織を「いじめ防止対策委員会」と称する。

（2）構成員

副校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 進路指導主事 人権教育主任

1学年主任 2学年主任 3学年主任 養護教諭 スクールソーシャルワーカー

※ ほか、必要に応じ参加

担任、スクールカウンセラー等

（3）組織の役割

- ・ いじめ防止に関する教育活動の基本方針の策定及び諸施策の立案・実施
- ・ 情報、事実の正確な把握と確認
- ・ 情報や現状認識の共有化
- ・ 対応について検討（必要に応じて学年会や生徒指導委員会を開く。）

4 年間計画

（1）年間の取組についての点検を行う時期

2月 年間反省に際して行う。

（2）取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

取組の方向性について共通理解を図る会議 年度始めの早期

校内研修 6月

取組の評価 1月中旬

いじめ防止対策委員会を年間3回（6月・12月・2月）実施

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

取 組	内 容	実施時期
【教職員間のいじめに対する基本的な考え方の共有とその表明】		
① 基本講話 (学級、学年、各部署、各段階における講話に右欄の基本的な考え方について、職員の共通理解を図る。)	「いじめはいじめられた者の将来にわたって心身に深刻な影響を及ぼす行為として許されない。」「いじめをはやし立てる行為もいじめ行為と同様に許されない。」「いじめに加担はしていないが、いじめを傍観する行為もいじめられた者の心を傷つける行為につながるものである。」以上の3点について、職員間で認識を一致させ、生徒や保護者にその理解を促す。 また、いじめ発生時において学校は厳しい措置をとることを周知する。	年度当初 (生徒向け) 5月のPTA総会 の場(保護者向け) その他随時
【安心・安全な環境の整備】		
② 望ましい集団生活を保障する学習環境の整備	学校を安心して安全な学習の場とするための環境整備に留意する。また、落ち着いた雰囲気の中で生徒が安心感を持って学校生活を過ごすことができるよう、生徒の行動の変化を素早く察知できる学習環境の整備に努める。	常時
【特設の教育活動】		
③ いじめ防止教育	いじめ防止等モデルプログラム研究の成果を活用しいじめ防止教育を定期的に行う。内容としては、「携帯電話やスマートフォンの適切な利用を含めた情報モラル教育」「ストレス対処教育」「アサーティブなコミュニケーション」等をスクールカウンセラーや外部講師等を活用しながら実施する。実施に際しては、事前に職員研修等で職員が学ぶ機会を設ける。この他、生徒会を中心に「いじめ防止に係る生徒の提言」を柱とした生徒主体の取組を促す。 この他、法やルールを守る心の育成や規範意識の醸成については、普段の生徒指導や関係する教科の授業等で育てられるようにする。	年間4回 6・7・ 9・1月
④ 人権教育の推進	いじめを含めた人権問題について、命の大切さや人権尊重の重要性について、具体的な人権問題をテーマとして授業を行う。	年間1回 10月

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

取組	概要	実施時期
いじめ防止の取組の周知	学校のいじめ防止の基本的な考え方を生徒、保護者に周知する。その際、いじめ又はいじめと疑われる事案があった場合には担任、あるいは話しやすい本校職員等に相談することをお願いする。	年度当初
福祉、心理に関する専門者の活用	いじめ被害者がいじめを打ち明けやすい環境(カウンセリングルーム、保健室)を整備するとともに、いじめ被害者、加害者の心の問題のケアを専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用を図る。	常時 (特に年度当初には周知を図る。)
新入生アンケート (1年生対象)	新たな学校生活を始める時期に当たり、学校生活への意欲や対人関係、社会スキルに関するアンケートを行い、生徒理解に活用する。	入学時
学校生活アンケート (2・3年生対象)	学校生活に関する意識調査を実施し、生活満足度や集団や学習に対する適応状況、現在抱える課題について基本的な情報を把握する。 項目や質問の内容を精選し学期に1回ずつ行う。回答を基に、家庭訪問や面談等で話をして対策を考えていく。	前期 後期
個人面談	面談週間を設定し、学習や生活の状況について把握する。悩み等の相談があった場合は、その解決に向けて共感的に傾聴する。また、内容によっては専門家につなげ連携して解決に当たる。 実施に際してはアンケートの内容も併せて活用する。	新学期開始から6月位まで
家庭訪問における聴き取り(主に1年生対象)	1年生は夏休み中までに全家庭を対象に、2・3年生は必要に応じ家庭訪問を行い、家庭における状況や保護者の声・思いを十分に聴き取り、生徒の家庭での生活状況や実態を把握する。 事前に行った個人面談において得られた生徒の情報や心配される点について、その背景を含めて担任が理解するとともに、関係職員間で共有して指導に生かす。	夏休み中まで
生徒の状況観察	学校内が、学習活動を行うことを基本に据えた生活空間にふさわしいものであるよう日々の環境整備に努め、すべての生徒が安心して落ち着いた学校生活が送れるよう、生徒の集団的な営みやその中での個々の生徒の振る舞いについての観察に努める。	常時

5 いじめに対する措置

(1) 被害者への対応

いじめと認識される事象が起きた場合又はそのような訴えがあった場合には、当該事象で被害を受けていると考えられる生徒の生命、尊厳の確保を最優先の目標として「本校におけるいじめの防止等の対策のための組織」で対応する。

(2) 加害者への対応

いじめの加害者の側も、心や家庭に問題を抱えていることが多いことに鑑み、学校と家庭が協力して加害者の抱える問題の解決に努める。いじめの加害者を一方的に責めるだけでは、問題が解決しないことも認識する必要がある。また、いじめの加害者が、自らの行為をいじめと認識できていないこともある。具体的な対応としては、いじめを行った理由や背景をしっかりと聞いたうえで、いかなる場合もいじめは許されないことであること、自分の行為が他者に及ぼした影響について理解させる。

(3) 集団への対応

被害者の人権の尊重を第一に、集団内で起こったいじめに対して自分の問題としてどう思うか問いかけ、その防止、解決に自分に何ができるかを考えさせる。一人一人の正義感や公正さに対する感覚を高め、学級等の集団内の“ピアの教育力”を育むことを念頭に指導を進めるものとする。

6 重大事案への対応

いじめが背景に疑われる重大事案が発生した場合は、熊本県教育委員会の「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」を基に作成した本校のマニュアルに基づきその解決に向け全職員が一体となってその対応に取り組む。また、本マニュアルについては、その内容の理解、実際に重大事態に遭遇した時の活用を促すために、このマニュアルを使用した定期的な研修を行う。